

平成28年10月28日策定
平成29年11月22日一部改正
令和7年3月19日改訂
理事会了解事項

認 定 基 準

1. 目的

この基準は、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を適正に行うため、認定区分ごとの判断基準を定めるものである。

2. 判断基準

(1)「認定」は、受審大学が評価基準に基づいて概ね教育活動等を適切に行っており、緊急に改善を要する問題点がないことを要件とする。また、追加審査においては、改善が評価基準に基づき適切に行われた場合、「認定」と判断する。

なお、本審査における「評価報告書」または追加審査における「追加審査評価報告書」の判定について以下の2項目を共に満たしていることを判断の目安とする。

- ①「基本的水準」の判定に「不適合」がない。
- ②「基本的水準」の判定で「部分的適合」が全領域の50%未満である。

(2)「期限付認定」は、本審査において受審大学が評価基準に基づいて概ね教育活動等を適切に行っているものの、改善すべき点が多く、緊急に改善を要する問題点がある場合の区分とする。なお、「評価報告書」の判定について以下の2項目のいずれかに該当することを判断の目安とする。

- ①「基本的水準」の判定に「不適合」がある。
- ②「基本的水準」の判定で「部分的適合」が全領域の50%以上である。

(3)「不認定」は、次のいずれかに該当する場合の区分とする。

- ①「期限付認定」となった受審大学の追加審査を行った結果、改善が評価基準に基づいて適切に行われていなかった場合。

なお、「追加審査評価報告書」の判定について、(2)の「期限付認定」に準じ、2項目のいずれかに該当することを判断の目安とする。

②「期限付認定」となった受審大学が追加審査を申請せず、自己点検・自己分析に関する報告書とその他の書類の提出しなかった場合。

3. その他

この認定基準の改定は、理事会の決議を経て行うものとする。